

(3)資産の公開・活用

ア. 事業実施の方向性

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代へと確実に継承していくためには、地域住民が顕著な普遍的価値を正確に理解するとともに、それらを来訪者に対して積極的に発信していくことが必要である。そのためには、行政が効果的に情報提供を行い、地域住民による自発的な取り組みに対する支援が必要であることから、公開・活用施設等を利用した学習機会の提供、日常的な情報提供活動を実施する。

富士山の顕著な普遍的価値についてのさらなる調査研究を進め、成果の情報提供を図る。

国内外からの観光客の安全と利便性を確保するとともに、秩序ある良好な周辺環境を保全するために、モデルコース等の設定・周知、ガイドの養成等を行う。

イ. 各実施事業の目的・概要

ア)富士山総合学術調査の実施

○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

○ 概要

山梨県は、2008(平成 20)年から「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」の下に歴史・信仰・芸術などの観点から富士山の総合的な調査・研究を開始し、関連資料の収集・把握・充実に努めている。それらの調査研究の成果を活用した啓発活動として、企画展や地域住民を対象とする公開発表会を開催するとともに、学術調査研究委員会や世界遺産センターの調査研究成果をまとめた研究紀要『世界遺産 富士山』を刊行している。

静岡県は、富士山巡礼路調査委員会において策定した研究計画に基づき、現地踏査、資料調査等を計画的に進めている。2015(平成 27)年度から須走口登山道の調査を開始し、調査結果については2018(平成 30)年度に調査報告書として取りまとめ、富士山世界遺産センターにおいて企画展を開催した。2017(平成 29)年度からは大宮・村山口の調査を開始している。

○ 工程 (旧)

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
調査研究体制の構築	●H20	委員会設置(山梨県)	研究員の採用 体制構築			
巡礼路の特定に向けた調査研究						
須走口登山道調査						
吉田口及び船津口登山道調査						
山麓調査						

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
巡礼路の特定に向けた調査研究						
須走口登山道調査	●調査報告書刊行					
大宮・村山口登山道調査	→		●調査報告書刊行			
吉田口登山道調査	→					
富士山西麓の巡礼路(神野路)調査	→					
各種道中記調査(文献資料)	→			→	→	→

イ) 世界遺産センターによる普及

○ 実施主体

山梨県・静岡県

○ 概要

山梨県・静岡県は、世界遺産センターを整備し、富士山に係る包括的な保存管理や富士山の普遍的な価値の普及、周辺観光など来訪者の多様なニーズに対応する拠点としての取り組みを進めている。博物館及び関係市町村等との連携の下に、研究職を中心に総合的な調査・研究体制を確立し、長期的な視野に基づき調査・研究計画の策定や巡礼路の特定等の学際的な調査・研究の活動を推進するとともに、常設展、企画展や教育旅行等を通じた価値の普及や情報提供に取り組んでいる。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
展示実施計画	→					
基本・実施設計		→				
建築・展示工事			→	→		
事業展開						
山梨県				●完成	→	→
静岡県					●完成	→

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
総合的な調査・研究	→					
常設展、企画展	→					
教育旅行	→					
情報提供	→					

ウ)教育旅行の受入

○ 実施主体

山梨県

○ 概要

未来を担う子どもたちに富士山の顕著な普遍的価値や保全への理解促進を図るため、修学旅行や校外学習等で富士山世界遺産センターを訪れる小中高校生を対象に、座学やガイド付き館内めぐり、また、富士山科学研究所と協力する等様々なプログラムを提供している。

○ 工程（新規）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
教育旅行の受入	→					

エ)富士吉田市歴史民俗博物館の改修

○ 実施主体

富士吉田市

○ 概要

富士吉田市は、2015(平成 27)年4月、富士吉田市歴史民俗博物館を「ふじさんミュージアム」として再整備し、映像展示・展示ガイドによる案内等により富士山信仰を中心に展示公開及び情報発信を実施している。これまでも随時、展示内容を改修してきたが、2020(令和2)3月、映像・解説展示に多言語化対応音声ガイドシステムを導入し、英語に加え、中国語、タイ語にも対応する改修を行う。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
富士山ミュージアムの展示公開			●開館	→		
富士山信仰を中心とした企画展・講座の開催	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
ふじさんミュージアムの展示公開		●多言語化システム改修		→		
富士山信仰を中心とした企画展・講座の開催	→					

才) 公開施設の活用

① 富士山周辺施設等と連携した情報発信の実施

○ 実施主体

静岡県

○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値や保存管理の理解促進を図るため、富士山周辺の学習施設等と連携を図り、2013(平成 25)年から富士山の文化的価値についての情報発信を行っている。富士市の協力を得て開設した「世界遺産富士山情報発信ステーション」において、富士山の文化的価値や構成資産を紹介する無料映像を上映するとともに、富士山こどもの国など6箇所に設置した大型ディスプレイ「デジタルサイネージ」を通じた情報発信も行っている。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
情報提供コーナーの設置	●世界遺産富士山情報発信ステーションの開設 ●デジタルサイネージの設置					
富士山周辺施設と連携した講座の開催	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
情報提供コーナーの設置	●世界遺産富士山情報発信ステーションの開設 ●デジタルサイネージの設置					
富士山周辺施設と連携した講座の開催	→					

カ) 地域住民等との連携・普及活動

① 出前講座・説明会等の実施

○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

○ 概要

富士山の自然や文化、世界遺産の基礎知識、保全に向けての取り組みを分かりやすく説明し、富士山についての理解と関心を高め、世界遺産「富士山」を後世に継承する機運を高めるため、小・中・高等学校の授業のほか、各種団体からの依頼を受け、出前講座や説明会等を実施している。今後も、小・中学校、高等学校や地域、企業等に出向き、児童・生徒や一般県民を対象に職員による出前講座を開催し、富士山に関する理解と関心を高め、その顕著な普遍的価値を後世へ継承していく。

	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)
幼稚園、小・中学校、 高校、大学	27回/2,783人	30回/3,199人	41回/3,433人	49回/4,306人
一般	16回/1,152人	25回/1,854人	36回/2,037人	43回/2,328人
合計	43回/3,935人	55回/5,053人	77回/5,470人	92回/6,634人

○ 工程（旧）

区分 年度	短期（実施済）			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
出前講座の実施	→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
出前講座・説明会等の実施	→					

②県内大学の連携による単位互換授業の開催

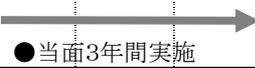
○ 実施主体

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム

○ 概要

静岡県内の大学と県・市町等の連携組織である公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムでは、地域学の普及と学生の交流を図るため、富士山をテーマとして複数の大学の学生が合同で受講する単位互換授業を、2014(平成 26)年度から実施している。引き続き、大学関係者と連携・協議して講座を開催する。

○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
県内大学の協力を得た公開講座の実施	 ●当面3年間実施					

○ 工程 (新)

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
県内大学の連携による単位互換授業の開催						

③自然史資料を活用した展示、教育普及活動の館内及び館外での実施

○ 実施主体

静岡県

○ 概要

ふじのくに地球環境史ミュージアムにおいては、自然史資料を活用して館内における展示や教育普及活動とともに、移動ミュージアムなどのアウトリサーチ活動を県内各地で実施し、富士山をはじめとした“ふじのくに”が持つ多様な自然を身近に感じてもらい、生涯学習を充実する機会の創出を図っている。

○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
移動ミュージアム・出前講座の実施	 ●「ふじのくに地球環境史ミュージアム」開設					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
展示、教育普及活動の 館内及び館外での実施	—————→					

④富士の国(ふじのくに)づくりキッズ・スタディ・プログラムの普及促進

○ 実施主体

山梨県・静岡県、認定NPO法人富士山世界遺産国民会議

○ 概要

子どもたちが、浮世絵「富嶽三十六景」を使った授業を通じて、富士山の文化的価値を知り、「富士山を大切に」、「ふるさとを大切に」、「日本を大切に」思う気持ちを醸成するため、小学校6年生向けに開発した社会科指導用教材の普及を図る「富士の国(ふじのくに)づくりキッズ・スタディ・プログラム」を推進する。

今後も、静岡県・山梨県において、開発したインターネット版教材の活用など、国内への普及の促進を図る。

○ 工程（旧）

区分 年度	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
山梨県・静岡県での普及	—————→					
国内への普及	—————→					

○ 工程（新）

区分 年度	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
山梨県・静岡県での普及	—————→					
国内への普及	—————→					

⑤富士山教育による保全意識の高揚

○ 実施主体 山梨県・静岡県、市町村

○ 概要

富士山麓に位置する市町村では、富士山や構成資産に関わる自然や環境保全など、学校独自のカリキュラムを設けたり、教材を使用した富士山教育に取り組んでいる。

市町村では、自分たちの住む地域に誇りを持ち、富士山や構成資産を保全する意識の高揚など、次世代を担う子どもたちの育成に取り組んでいる。

○ 工程（新規）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
富士山教育の推進	→					

キ) 国内外からの観光客への対応

① 国内外からの観光客への富士山環境保全意識の高揚

○ 実施主体

山梨県・静岡県、ボランティア

○ 概要

登山初心者や外国人登山者に環境負荷の軽減と安全登山に関する情報提供が必要であることから、多言語（日・英・中・台・韓・ポルトガル語）によるマナーガイドブックを作成し、山小屋、観光案内所等で配布する。

また、レンジャー等によるマナー啓発や自然解説などの実施を支援する。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
多言語マナーガイドブックの作成・配布（静岡県）	6か国語			→		
レンジャー等による登山マナー啓発・自然解説等の実施	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
多言語マナーガイドブックの作成・配布（静岡県）	内容の見直し			→		
レンジャー等による登山マナー啓発・自然解説等の実施	→					

②ホームページによる情報提供

○ 実施主体

静岡県

○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値、富士山の安全対策、富士山の保存管理に重点を置いた静岡県富士山公式サイト「世界遺産富士山とことんガイド」を制作し、国内外に向けて情報発信を行っている。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
HPの検討・制作	→					
HPの公開・情報提供		→				

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
HPの公開・情報提供	→					

ク)ガイドブック等の作成

①多言語パンフレットの作成・発行

○ 実施主体

富士山世界文化遺産協議会、山梨・静岡地元協議会

○ 概要

来訪者が構成資産相互の関係性を容易に認知・理解できるように、最新の調査・研究成果等を基に25の構成資産相互の関係性や富士山の顕著な普遍的価値、保全の取り組みなどを盛り込んだパンフレットを作成し、情報発信する。また、山麓の構成資産の周知及び認知向上を図るとともに、山麓の構成資産への訪問を誘導し周辺施設も含めた周遊を促進する。

日本語版のほか、英語版等多言語パンフレットを発行し、海外観光プロモーションやイベント出展時に配布するとともに、ホームページに掲載し、広く情報発信する。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
パンフレット作成		→				
情報発信	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
パンフレット改定		→				
情報発信	→					

ケ) 統一されたデザインによる標識類の整備

○ 実施主体

静岡県

○ 概要

静岡県は、「地域別公共サイン整備行動計画(富士山周辺)」に基づき、主要観光ルートから3つの登山道(富士宮口・御殿場口・須走口)や駐車場などへ円滑に誘導するために、著名地点誘導標識の整備を行うとともに、英字サイズの拡大と英語名称の統一によるユニバーサルデザインへの対応を図っている。今後も、道路案内標識の新設及び既存標識の表示内容の見直しを図り、円滑な移動の確保を行う。

○ 工程（旧）

区分	短期(実施済)			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
標識整備	→					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
標識の新設・既存標識の見直し	→					

コ) ガイドの養成

○ 実施主体

山梨県・静岡県、市町村

○ 概要

世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値及びその適切な保存管理について、来訪者の理解を深め、案内することができる「世界遺産ガイド」を設置し、2012(平成 24)年度から養成講座を実施している。

今後も、富士山の顕著な普遍的価値を来訪者に伝えるために、ガイドの養成を図るとともに、各市町村の窓口団体と連携し、各構成資産等における世界遺産ガイドによる案内等の取り組みを推進する。また、世界遺産センターにおいて、普遍的価値の伝達及び保全のための知識の普及啓発を実施していく。

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	合計
ガイド養成講座修了者	84	12	15	8	119

○ 工程 (旧)

区分	短期(実施済)			中期		長期
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
世界遺産ガイドの養成・活用	→					

○ 工程 (新)

区分	短期			中期		長期
	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
世界遺産ガイドの養成・活用	→					

サ) モデルコースの周知・ツアー造成

○ 実施主体

山梨県、静岡県

○ 概要

富士山の顕著な普遍的価値である「信仰の対象」、「芸術の源泉」の2つの側面に対する理解を促進するため、複数のモデルコースの設定や構成資産を巡るツアー造成など、国内外からの来訪者の目的に応じた周遊観光の充実を支援する。また、インターネットを通じた情報発信や海外旅行ガイドへの掲載を働きかけるなど、幅広い理解の促進とともに、民間旅行会社によるツアー造成の定着を図る。

○ 工程（旧）

区分	短期（実施済）			中期		長期
年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018(H30)以降
モデルコースの設定・周知	—————▶					

○ 工程（新）

区分	短期			中期		長期
年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5)以降
モデルコースの周知	—————▶					
ツアー造成の支援	—————▶					

3. 行動計画の総括表

上記の事業の事業名・事業内容・実施主体を総括表として示す。

また、総括表には、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)において管理及び保護の要請事項として勧告された b)～e)及び決議の文末において要請された g)危機管理戦略の策定、顕著な普遍的価値の言明の保護管理の項目において指摘された h)開発の制御の各項目との対応関係も示す。

なお、a)として勧告された事業の指針となる全体構想(ビジョン)は、2014年(平成26年)に策定済みであり、分冊4に示している。f)として勧告された経過観察指標の拡充・強化は、拡充・強化した経過観察指標も含めて第10章に示したところである。

保存管理及び保全に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1)資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止	ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応			
	ア)市町村 <u>景観計画の支援</u>	山梨県・静岡県、市町村	h)開発の制御	○
	イ)景観保全に関する条例の <u>施行</u>	山梨県	h)開発の制御	○
	ウ)大規模太陽光発電設備等への対応	<u>山梨県</u> 、富士宮市	h)開発の制御	○
	エ)富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備	山梨県・静岡県、市町村	h)開発の制御	○
	オ)富士山周辺地域の道路の無電柱化	国土交通省、山梨県・静岡県、市町村	h)開発の制御	○
	イ. 自然環境の変化への対応			
	ア)大気汚染への対応	山梨県・静岡県	-	○
	イ)温暖化への対応	林野庁、山梨県、市町村、森林組合・森林所有者等	-	○
	ウ)生物多様性への対応			
	①草原環境の変化への対応	国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア	-	○
	②野生生物による食害への対応	林野庁、山梨県・静岡県、市町村、 <u>一部事務組合</u>	-	○
	③外来生物の侵入への対応	国、山梨県・静岡県、市町村、民間団体・ボランティア	-	○

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1)資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)	ウ. 自然災害への対応			
	ア) 災害対策(全般)			
	①安全確保対応マニュアルの 運用及び避難確保計画の策 定	市町村	g)危機 管理戦略	○
	②災害時等における応急 活動	富士スパライン自主防 災協議会	g)危機 管理戦略	○
	イ) 噴火対策			
	①富士山火山防災対策に 係る体制整備・計画策定	山梨県・静岡県・ 神奈川県、市町村、国、 防災関係機関等	g)危機 管理戦略	○
	②富士山火山噴火緊急 減災対策の実施	国土交通省、 山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	○
	③火山噴火に係る登山者 の安全対策	山梨県・静岡県、 市町村	g)危機 管理戦略	○
	④火山噴火に関する調査 研究・研究成果に基づく 情報発信	山梨県	g)危機 管理戦略	○
	ウ) 土砂災害・落石対策			
	①砂防施設の整備	国土交通省、 山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	○
	②土砂流出防備保安林等 の管理・保全	林野庁、山梨県・ 静岡県	g)危機 管理戦略	○
	エ) 地震対策			
	①静岡県地域防災計画の 点検・修正	静岡県	g)危機 管理戦略	○
	オ) 風水害対策			
	①河川整備の実施	山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	○
	②東富士演習場周辺の河 幅拡大・砂防施設整備・ 土地改良事業の実施	静岡県	g)危機 管理戦略	○

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1)資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)	カ)山火事対策			
	①森林被害の予防啓発及び 山火事予防運動の推進	林野庁、 山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	○
	②森林保全巡視の実施	林野庁、山梨県、市町村、 森林組合・森林所有者等	g)危機 管理戦略	○
	③野焼きの延焼防止	山梨県・静岡県、 市町村等	g)危機 管理戦略	○
	エ. 来訪者及び観光による影響への対応			
	ア)富士山における来訪者管理			
	①「望ましい富士登山の在り方」の 表現に向けて	文化庁・環境省、 山梨県・静岡県	c)来訪者 管理戦略	○
	②著しい混雑の解消 (平準化)	文化庁・環境省、 山梨県・静岡県、 市町村	c)来訪者 管理戦略	○
	③富士山における適正な利用 の推進	富士山における適正 利用推進協議会	c)来訪者 管理戦略	○
	④富士山五合目アクセス 交通のあり方検討	山梨県	c)来訪者 管理戦略	○
	イ)登山者・来訪者に対する安全対策			
	①登山道の維持修繕	山梨県・静岡県	d)登山道 等の保全	○
	②落石対策	山梨県・静岡県	g)危機 管理戦略	○
	③山頂周回線道路(歩道) の維持修繕	環境省	d)登山道 等の保全	○
	④安全登山に関する現地 における情報提供	山梨県・静岡県、市町 等、富士山安全指導セン ター運営協議会	c)来訪者 管理戦略	○
	⑤ヘルメットなどの持参 推奨	環境省、 山梨県・静岡県、 富士吉田市	g)危機 管理戦略	○
⑥救護所の設置・運営	山梨県・静岡県、富士 吉田市・富士宮市、富	c)来訪者 管理戦略	○	

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ	
(1)資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)		士山八合目富士吉田 救護所運営協議会			
	⑦山岳遭難事故の未然防 止対策の推進	山梨県・静岡県、 静岡県山岳遭難防止対 策協議会	c)来訪者 管理戦略	○	
	ウ)混雑緩和のための対策				
	①マイカー規制の実施	国、山梨県・静岡県、 市町村、関係機関等	c)来訪者 管理戦略	○	
	②山麓からの登山の推奨	富士吉田市	c)来訪者 管理戦略	○	
	③ぐるり・富士山風景街道	国土交通省、山梨 県・静岡県、 市町村等	c)来訪者 管理戦略	○	
	④巡礼路を活用した周遊 の推進	山梨県・静岡県、 市町村、民間団体 等	c)来訪者 管理戦略	○	
	エ)ごみ・廃棄物対策				
	①富士山域における清掃 活動	国、山梨県・静岡県、 市町村、民間団体・ ボランティア	c)来訪者 管理戦略	○	
	②山麓における廃棄物 不法投棄の防止	国、山梨県・ 静岡県、市町村、 民間団体・県民等	c)来訪者 管理戦略	○	
	オ)し尿対策				
	①環境配慮型トイレの 設置・管理	環境省、山梨県・ 静岡県、市町、 民間団体	c)来訪者 管理戦略	○	
	カ)便益施設の整備				
	①富士山登山道等の案内 標識の改善	環境省、山梨県・ 静岡県、市町村	c)来訪者 管理戦略	○	
	②御中道の標識整備・ 展望地の情報発信	環境省	c)来訪者 管理戦略	○	

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ
(1) 資産及び周 辺環境に対す る影響の予防・ 軽減・防止 (続き)	キ) 国立公園の公園計画点検及び管理運営計画改定			
	① 国立公園の公園計画点検 及び管理運営計画改定	環境省	c) 来訪者 管理戦略	○
	ク) 富士山保全協力金(利用者負担制度)の導入			
	① 富士山保全協力金の 実施	山梨県・静岡県	c) 来訪者 管理戦略	○
(2) 各構成資産・ 構成要素及び 展望景観の修 復・整備	各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備			
	ア) 構成資産・構成要素の保存管理(全般)			
	① 建造物の火災・地震 対策	文化庁、山梨県・静 岡県、市町村、資産 所有者・資産管理者	g) 危機 管理戦略	○
	② 構成資産・構成要素の 巡視	山梨県・静岡県	-	○
	③ 保存管理についての 技術支援	山梨県・静岡県	-	○
	イ) 富士山城			
	① 吉田口登山道における 景観配慮	山梨県	d) 登山道 等の保全	○
	② 山小屋の整備等	山梨県、山小屋所 有者	d) 登山道 等の保全	○
	③ 富士宮口・須走口・御殿場口 における世界文化遺産富士 山五合目のあり方の検討	国、静岡県、富士 宮市・御殿場市・ 裾野市・小山町	h) 開発の 制御	○
	④ 富士宮口五合目施設	国、静岡県、 富士宮市	h) 開発の 制御	○
	⑤ 須走口五合目の整備	環境省、小山町、 関係団体	h) 開発の 制御	○
	⑥ 吉田口五合目の整備	山梨県、市村、 関係団体	h) 開発の 制御	○
	⑦ 北口本宮富士浅間神社 の保存修理	文化庁、山梨県、 富士吉田市、 資産所有者	-	○
	ウ) 富士山本宮浅間大社の整備	静岡県、富士宮市、 資産所有者	-	○

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ	
(2) 各構成資産・ 構成要素及び 展望景観の修 復・整備(続き)	エ) 山宮浅間神社の整備	静岡県、富士宮市	-	○	
	オ) 村山浅間神社の整備	静岡県、富士宮市	-	○	
	カ) 富士五湖	環境省、山梨県、身延町・山中湖村・富士河口湖町、地域住民・事業者等	h)開発の 制御	○	
	キ) 忍野八海				
	①忍野八海及び周辺地域の環境整備	山梨県、忍野村、地域住民・事業者	h)開発の 制御	○	
	②水量及び水質の維持	忍野村	h)開発の 制御	○	
	ク) 白糸ノ滝	静岡県、富士宮市	h) 開発の 制御	○	
	ケ) 三保松原				
	①海岸景観の改善	静岡県	h)開発の 制御	○	
	②松林の保全	静岡県、静岡市	h)開発の 制御	○	
	③周辺の道路の無電柱化	静岡市	h)開発の 制御	○	
	④来訪者・情報提供対策	静岡市	h)開発の 制御	○	
	コ) 展望景観の保存対策				
	①間伐等の森林整備による森林景観の維持・改善	林野庁、山梨県・静岡県、市町村、森林組合等	-	○	
	(3) 資産の公開・活用	資産の公開・活用			
	ア) 富士山総合学術調査の実施	山梨県・静岡県、市町村	b)巡礼路の特定	○	
	イ) 世界遺産センターによる普及	山梨県・静岡県	e)情報提供戦略	○	
	ウ) 教育旅行の受入	山梨県	e)情報提供戦略	○	
	エ) 富士吉田市歴史民俗博物館	富士吉田市	e)情報	○	

保存管理及び保全 に当たっての観点	事業名	事業主体	37.COM 8B.29 勧告対応	詳細説明 ページ	
(3) 資産の公開・ 活用(続き)	館の改修		提供戦略		
	オ) 公開施設の活用				
	① 富士山周辺施設等と連 携した情報発信の実施	静岡県	e)情報 提供戦略	○	
	カ) 地域住民等との連携・普及活動				
	① 出前講座・説明会等の実施	山梨県・静岡県、 市町村	e)情報 提供戦略	○	
	② 県内大学の連携による単 位互換授業の開催	公益社団法人ふじの くに地域・大学コンソ ーシアム	e)情報 提供戦略	○	
	③ 自然史資料を活用した展示、 教育普及活動の館内及び館 外での実施	静岡県	e)情報 提供戦略	○	
	④ 富士の国(ふじのくに)づくり キッズ・スタディ・プログラムの 普及促進	山梨県・静岡県、認 定 NPO 法人富士山 世界遺産国民会議	e)情報 提供戦略	○	
	⑤ 富士山教育による保全 意識の高揚	山梨県・静岡県、 市町村	e)情報 提供戦略	○	
	キ) 国内外からの観光客への対応				
	① 国内外からの観光客への富 士山環境保全意識の高揚	山梨県・静岡県、 ボランティア	e)情報 提供戦略	○	
	② ホームページによる情報提供	静岡県	e)情報 提供戦略	○	
	ク) ガイドブック等の作成				
	① 多言語パンフレットの作 成・発行	富士山世界文化遺 産協議会、山梨県・ 静岡県地元協議会	e)情報 提供戦略	○	
	ケ) 統一されたデザインによる標 識類の整備	静岡県	c)来訪者 管理戦略	○	
	コ) ガイドの養成	山梨県・静岡県、 市町村	e)情報 提供戦略	○	
	サ) モデルコースの周知・ツアー 造成	山梨県・静岡県	e)情報 提供戦略	○	

【参考】

表 21 推薦資産が所在する県・市町村に関する計画

計画名称	主体	策定年等
① 総合計画		
山梨県総合計画	山梨県	2019(令和元)年12月策定
静岡県総合計画	静岡県	2018(平成30)年3月策定
第6次富士吉田市総合計画	富士吉田市	2018(平成30)年3月策定
第2次身延町総合計画	身延町	2017(平成29)年3月策定
第6次忍野村総合計画	忍野村	2017(平成29)年3月策定
山中湖第4次長期総合計画	山中湖村	2010(平成22)年5月策定
鳴沢村第5次長期総合計画	鳴沢村	2017(平成29)年3月策定
第2次富士河口湖町総合計画	富士河口湖町	2018(平成30)年3月策定
第3次静岡市総合計画	静岡市	2015(平成27)年3月策定
第5次富士宮市総合計画	富士宮市	2016(平成28)年3月策定
第五次富士市総合計画	富士市	2011(平成23)年3月策定
第4次御殿場市総合計画	御殿場市	2015(平成27)年10月策定
第四次裾野市総合計画	裾野市	2011(平成23)年3月策定
第4次小山町総合計画	小山町	2011(平成23)年3月策定
② 環境関係		
富士山総合環境保全対策基本指針	山梨県	1998(平成10)年3月策定
富士山総合環境保全指針	静岡県	2012(平成24)年3月改定
第2次山梨県環境基本計画	山梨県	2019(令和元)年11月改定
第三次静岡県環境基本計画	静岡県	2016(平成28)年3月改定
③ 森林関係		
やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン	山梨県	2020(令和2)年3月策定予定
第3次県有林管理計画	山梨県	2016(平成28)年4月策定
地域森林計画(山梨東部森林計画区)	山梨県	2018(平成30)年12月改定
地域森林計画(富士川中流森林計画区)	山梨県	2019(令和元)年12月改定
地域森林計画(富士地域森林計画区)	静岡県	2018(平成30)年12月改定
地域森林計画(静岡地域森林計画区)	静岡県	2018(平成30)年12月改定
静岡県森林共生基本計画	静岡県	2018(平成30)年3月改定
④ 都市計画関係		
山梨県都市計画マスタープラン	山梨県	2010(平成22)年3月策定
富士北麓都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部、忍野村の全域)	山梨県	2011(平成23)年3月策定

表 21 推薦資産が所在する県・市町村に関する計画

計画名称	主体	策定年等
岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(富士市、富士宮市)	静岡県	2016(平成28)年3月策定
静岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(静岡市)	静岡市	2016(平成28)年5月改定
御殿場小山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(御殿場市、小山町)	静岡県	2016(平成28)年3月策定
裾野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(裾野市)	静岡県	2017(平成29)年3月策定
富士吉田市都市計画マスタープラン	富士吉田市	2002(平成14)年3月策定
山中湖村都市計画マスタープラン	山中湖村	2004(平成16)年3月策定
富士河口湖町都市計画マスタープラン	富士河口湖町	2010(平成22)年12月策定
静岡市都市計画マスタープラン	静岡市	2016(平成28)年3月改定
富士宮市都市計画マスタープラン	富士宮市	2013(平成25)年3月策定
富士市都市計画マスタープラン	富士市	2014(平成26)年2月策定
御殿場市都市計画マスタープラン	御殿場市	2011(平成23)年3月策定
裾野市都市計画マスタープラン	裾野市	2016(平成28)年3月策定
小山町都市計画マスタープラン	小山町	2015(平成27)年3月策定
⑤ 防災関係		
山梨県地域防災計画	山梨県防災会議	2019(令和元)年6月改定
静岡県地域防災計画	静岡県防災会議	2018(平成30)年6月改定
富士吉田市地域防災計画	富士吉田市防災会議	2017(平成29)年7月改定
身延町地域防災計画	身延町防災会議	2019(平成31)年3月改定
忍野村地域防災計画	忍野村防災会議	2008(平成20)年3月改定
山中湖村地域防災計画	山中湖村防災会議	2015(平成27)年3月改定
鳴沢村地域防災計画	鳴沢村防災会議	2017(平成29)年3月改定
富士河口湖町地域防災計画	富士河口湖町防災会議	2017(平成29)年5月改定
静岡市地域防災計画	静岡市防災会議	2019(平成31)年1月改定
富士宮市地域防災計画	富士宮市防災会議	2019(平成31)年3月改定
富士市地域防災計画	富士市防災会議	2019(平成31)年2月改定
御殿場市地域防災計画	御殿場市防災会議	2019(平成31)年2月改定
裾野市地域防災計画	裾野市防災会議	2019(平成31)年4月改定
小山町地域防災計画	小山町防災会議	2019(平成31)年3月改定

第 10 章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～

富士山の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護していくためには、第4章の「基本方針」の6において示したとおり、経過観察を実施し、負の影響が確認又は予見された場合には、速やかに原因を除去し又は影響を軽減させるための対策を立案・実施していくことが必要である。

また、対策を実施した後も経過観察を実施することにより、対策の評価・見直しを図りながら、富士山の顕著な普遍的価値を後世へと確実に継承していく必要がある。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、第3章において整理した資産及び周辺環境の現状・課題に基づき、資産の経過観察を適切に行う上での方向性を明示するとともに、経過観察の指標、具体的方法、周期、実施する主体等について示すこととする。

1. 方向性

(1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定

経過観察を適正に行うために、①資産及び周辺環境の保護、②各構成資産及び構成要素の保護、③顕著な普遍的価値の伝達の3つの観点から、資産に対する負の影響を及ぼす要因及びそれに基づく観察指標を特定し、観察・測定の指標・周期、観察記録の主体を定める。

(2) 負の影響を予防・除去するための対策の立案・実施

観察の結果、資産及び周辺環境に対する負の影響が認められ又は予見される場合には、速やかに関係機関と協議し、負の影響を未然に防止し、原因を除去又は負の影響を軽減させるための対策について立案・実施する。

2. 方法

(1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標

資産及び周辺環境に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 22 に示すとおりである。

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
開発・都市基盤施設の整備による影響	1. 都市基盤施設の整備による影響	a) 電線の地中化延長	電線の地中化の延長状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県
自然環境の変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境基準達成率（二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u> ）	大気の常時監視を行い、大気の大気二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u> 含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
	3. 気候温暖化	c) 植生調査	1m×10mの永久方形枠に1m×1mのサブコードラート10個を設け、出現種、植被率等を記録する。	およそ5年	環境省
		d) 森林限界の変動	森林限界線に地点を定め、その位置の時間的変化を観測する。また、航空写真を用いて時間的変化を観測する。	およそ5年	試験研究機関
		e) 気温の経年変化	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。	毎年	気象庁
	4. 野生動物及び病虫による影響	f) 森林の病虫獣害による被害面積	森林における病虫獣害による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、GNSS等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関
	6. 土砂災害	h) 土砂災害・崩壊地形の調査	航空測量等により大沢崩れ周辺ほかの地形測量を行い、土砂災害・崩壊地形の調査を行う。	随時	国土交通省
	7. 地震	i) 前兆現象の観測	地震計、体積歪計、傾斜計等による前兆現象の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関
	8. 自然災害による建造物等や景観への影響	j) 文化財き損届件数	文化財のき損届の件数による被害の把握を行う。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
		k) 森林の風水害被害面積	風水害による森林の被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県

表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
	9. 火災による景観への影響	l) 森林の火災被害面積	森林における火災による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
来訪者及び観光による影響	10. 来訪者増加による建造物等や景観への影響	m) 主要地点への来訪者数	主要地点への来訪者数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町
		n) 五合目への来訪者数	各登山道の五合目への来訪者数を把握する。	毎年	山梨県 市町
		o) 登山者数(八合目以上)	各登山道の八合目以上の来訪者数を把握する。	毎年	環境省
		p) 自動車数	富士スバルライン、富士山スカイライン、ふじあざみラインにおける自動車数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県

(2)「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標

各構成資産及び構成要素に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表 23 に示すとおりである。

表 23 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
各構成資産	1. 建造物における火災	a) 防災設備の点検状況	防災設備の点検を行う。	毎年	所有者 管理団体
	2. 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の劣化	b) 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の保全状況	建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の巡視を行う。	毎年	山梨県 静岡県

表 23 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体	
	3. 湖沼・湧水の水質	c) 水質	湖沼(富士五湖)・湧水(忍野八海)の水質(pH、COD、有害物質等)測定を行う。	毎年	山梨県 町村
展望景観	4. 景観変化	d) 定点観測地点からの展望景観の変化	図 106 に示す定点観測地点において、視界に入り込む阻害要因について把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村

(3)「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標

顕著な普遍的価値の伝達に関する観察指標及び指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録組織については、表 24 に示すとおりである。

表 24 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標一覧表

観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録組織
a) 富士山に関する研修会等実施状況	富士山に関する様々な研修会・セミナーへの参加者数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
b) 環境保全活動の実施状況	富士山に関する環境保全活動への参加者数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
c) 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況	富士山信仰に関わる主な宗教行事の実施回数、参加人数等を把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
d) パンフレット・ホームページによる情報提供数	パンフレット類及びホームページによる世界遺産富士山の顕著な普遍的価値及び保全に関する情報提供の状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
e) 顕著な普遍的価値に関する理解の状況	富士山の顕著な普遍的価値に関する来訪者の認知・理解度を測定する。	毎年	山梨県 静岡県 市町村

